

住所変更に伴うマイナンバーカード手続き

「住所地で区画整理が実施されたとき」に必要なマイナンバーカード手続きは、以下 2 つです。

1. 「券面変更」手続き：区画整理後の新しい住所をカード表面に記載する手続き
2. 「署名用電子証明書発行」手続き(15才以上の方)：ICチップに記録される電子証明書の住所を変更する手続き

※原則、本人が来庁し手続きを行ってください。

※令和 7 年 11 月 2 日(日)以降にお手続きをお願いします。

※上記手続きをしていないことで、マイナンバーカードが直ちに失効する(使えなくなる)ことはありません。

※上記手続きをしていなくても、コンビニエンスストアでの証明書交付や健康保険証としての利用はできます。

【手続き窓口】

◇荒尾市役所 市民課：平日 午前8時半から午後5時まで

◇市民サービスセンター(ゆめタウンシティモール 2 階)：平日・土日祝 午前 10 時半から午後7時まで(11/16(日)、12/21(日)、システムメンテナンス日を除く)

【必要書類】

来庁者 手続き	本人	代理人 ・同一世帯員 ・法定代理人	代理人 ・同一世帯以外
「券面変更」	●マイナンバーカード ●住民基本台帳用暗証番号(4桁)	●本人のマイナンバーカード ●本人の住民基本台帳用暗証番号(4桁) ○代理人の顔写真付き本人確認書類	文書照会 ※事前にお問い合わせください。
「署名用電子証明書の発行」	●マイナンバーカード ●署名用暗証番号(6桁～16桁)	●本人のマイナンバーカード ○代理人の顔写真付き本人確認書類 ○委任状(別紙)	

ご不明点は、荒尾市役所市民課までご連絡ください。

電話 0968-63-1302